

平成23年山形村議会第3回定例会

議事日程（第1号）

平成23年9月12日（月曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

村長招集あいさつ

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 平成23年9月12日

（16日間）

至 平成23年9月27日

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 請願、陳情の委員会付託

日程第 6 報告第 2号

日程第 7 報告第 3号

《提案説明、質疑、委員会付託》

日程第 8 認定第 1号

日程第 9 認定第 2号

日程第10 認定第 3号

日程第11 認定第 4号

日程第12 認定第 5号

日程第13 認定第 6号

日程第14 認定第 7号

日程第15 認定第 8号

日程第16 議案第37号

日程第17 議案第38号

日程第18 議案第39号

日程第19 議案第40号

日程第 2 0 議案第 4 1 号

日程第 2 1 議案第 4 2 号

日程第 2 2 議案第 4 3 号

日程第 2 3 議案の委員会付託

出席議員（12名）

1 番 大 池 俊 子 君	2 番 三 澤 一 男 君
3 番 小 林 武 司 君	5 番 上 條 光 明 君
6 番 宮 澤 敏 君	7 番 竹 野 園 麿 君
8 番 柴 橋 潔 君	9 番 中 村 弘 君
1 0 番 上 条 浩 堂 君	1 1 番 竹 野 入 恒 夫 君
1 2 番 大 月 民 夫 君	1 3 番 神 通 川 清 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 清 沢 實 視君	副 村 長 百 瀬 泰 久君
教 育 長 本 庄 利 昭君	代 表 監 査 員 小 林 かつ 代君
総 務 課 長 笹 野 初 雄君	住 民 税 務 課 長 青 沼 永 二君
保 育 園 長 山 口 隆 也君	会 計 管 理 者 野 口 英 明君
保 健 福 祉 課 長 小 野 勝 憲君	農 林 建 設 課 長 中 村 俊 春君
教 育 次 長 根 橋 範 男君	総 務 課 考 査 役 住 吉 誠君

事務局職員出席者

事務局長 小 口 正君 書 記 藤 沢 ゆ き み君

◎開会の宣告

○議長（神通川清一君） おはようございます。

これより、平成23年第3回山形村議会定例会を開催いたします。

（午前 9時00分）

◎村長招集あいさつ

○議長（神通川清一君） 村長より招集のあいさつをお願いします。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） 皆さん、おはようございます。平成23年第3回定例議会に当たりまして招集のごあいさつを申し上げます。

この地方、今年も厳しい残暑が続きましたが、ここに来まして朝晩めっきり涼しく感ずるようになってまいりました。議員の皆様方におかれましては、公私ともにご多用の中、全員ご出席のもと、本日ここに開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

さて、今定例会に上程いたします案件でございますが、報告2件、平成22年度の一般会計など8会計の決算認定8件、条例の一部を改正する条例について2件、それに平成23年度一般会計等の補正予算5件の合計17件でございます。それぞれ内容につきましては、多方面にわたっておりますが、ご協議、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会期も長期間にわたっておりますので、議員の皆様方に何かとご迷惑をおかけすることとなろうかと思っておりますが、よろしくお願い申し上げます。

以上、まことに簡単ではございますが、第3回定例議会招集のごあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（神通川清一君） 全員が出席で定足数に達しておりますので、直ちに本会議に

入ります。

◎議事日程の報告

- 議長（神通川清一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（神通川清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、3番・小林武司議員、5番・上條光明議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（神通川清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

去る9月6日開催の議会運営委員会において、本定例会の会期を本日から9月27日までの16日間にすべきものと決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（神通川清一君） ご異議ないものと認めます。よって、今議会定例会の会期は、本日から9月27日までの16日間と決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（神通川清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長活動状況の報告及び議員の派遣結果報告につきましては、印刷してお手元に配付のとおりですのでご了承ください。

例月出納検査結果以下の報告につきましては、議会事務局から報告させます。

藤沢書記。

（事務局書記朗読）

◎行政報告

○議長（神通川清一君） 日程第4、行政報告を行います。

村長より報告願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、行政報告3件、それから発注状況について4件になりますか、ご報告を申し上げたいと思います。

既にこの行政報告に当たりましてのメモ的なものをお手元にご配付してありますので、それを参考にしながらお聞き願いたいと思います。

1件目でございます。まず1件目でございますが、県町村会で組織いたします政務調査会第2回産業経済部会の件につきましての内容報告でございます。

次に、2件目は、松本西部広域施設組合環境保全協議会の開催と、会議内容についてのご報告をしたいと思います。

3件目につきましては、東筑摩郡町村会等あり方検討委員会の検討結果報告でございます。

まず、最初の産業経済部会について申し上げたいと思います。去る8月4日と5日にかけて、本村ミラ・フード館におきまして当部会が開かれました。県下より担当の各町村長と事務局あわせまして24名が出席いたしました。

主な内容でございますが、今回は国と県に対する提案要望について審議されました。既に町村の担当課長で構成する幹事会において調査・検討が終わっておりまして、原案の作成の最終の詰めということで行ったものでございます。国・県への要望事項はそれぞれお手元にあるとおりでございます。4項目ありまして、①といたしまして農業・農村対策の推進、②といたしまして森林・林業対策の推進、③といたしまして商店街活性化の推進、④といたしまして観光推進対策の推進でございます。

なお、来月10月20日に開催予定の県町村会定期総会に上程し、議案議決後、国と県に対しまして正式に提案、要望してまいる予定でございます。

次に、2つ目の松本西部広域施設組合環境保全協議会の第1回目の会議の内容についてご報告を申し上げたいと思います。

先月8月3日午後3時半より、松本市島内のクリーンセンター管理棟3階の会議室におきまして当協議会が開かれました。議員の顔ぶれが変わったこともありまして、新たに会長を選出いたしまして、小原仁氏に決定いたしました。なお、副会長に矢萩

正彦氏、岩岡伸次氏の2名が選出され、決定いたしました。いずれの方も地元の島内地区の代表の議員の方々でございます。

会議では報告事項7件ございまして、お手元でございますように①といたしまして、松本西部施設組合の概要について。

②つ目といたしましてごみ及びし尿処理量の結果について、状況でございます。ごみもし尿も減少傾向にあるという結果でございます。

③番目にラーラ松本とあずき運動公園の利用条件についてでございますが、これも一時大分減少したわけでございますけれども、現在順調に伸びているということであります。

④番目の排気ガスの測定やダイオキシン類等の測定結果についての報告がありまして、全項目で基準をクリアしているという報告がございました。

⑤といたしまして、東日本大震災による被災地からのごみの受け入れ対策についての検討でございます。これは国の施策等にかかわる問題であります。いざそうなったときにどうするかということで、結論は出ないわけでございますけれども、この会議の中で報告がございまして、そういうこともあり得る可能性も出てきたときはどうするかということでございます。結論まで至らなかったわけでございます。

⑥番目として、松本市、塩尻市、朝日村、それから当村の2市2村におけるごみの共同処理について、いよいよ大詰めとなりまして、今月の26日、調印式を松本市で行うということでございまして、平成24年度の4月1日より開始するというところでございます。

⑦番目といたしまして、カラスの駆除についてでございます。これもどこも同じでございまして、あそこのクリーンセンターの周辺、カラスのすみかといいますか、そういうのがたくさんございまして、何とかしなければいけないということで方策を考えるということで担当者より説明があったわけでございます。

この会議が5時20分に終了いたしました。

次に、3つ目の東筑摩郡町村会等のあり方検討委員会の結果についてのご報告を申し上げます。

去る8月30日、合庁において開催されました当地区村長会の席におきまして、組織のあり方を論議してきました検討委員会委員長の市川麻績村副村長より、報告書の提出をいただきました。検討委員会の委員は、東筑5村の副村長と総務課長の9人で構成されておりまして、昨年12月から8回にわたって会議を重ねて議論、検討して

いただいていたものでございます。

報告書の内容につきましては、概要のみを申し上げます。まず、一部事務組合につきましてはほかの団体に移行したらどうかということでございます。例えば松本市だとか、松本広域連合というような声も上がっておりますが、相手があることなものですから、この辺のこれからどうするかということを検討していかなければならないというように思っております。

各種団体等の事務局については、段階的に事務事業を縮小した上で解散することが望ましいとの報告がございました。なお、解散の時期につきましては、一部事務組合や各種団体の事務の移行期間を考慮した上で速やかに解散することとし、また事務局職員の身分については在職職員としての身分保障を考慮することとなっております。

以上が報告書の概要でございます。当日この報告書の説明を受けた東筑の5村町会からは来る、今月ですね。今月の29日午後3時半から開催予定の東筑議長会に報告書の詳細説明することを了承したわけでございます。

また、10月12日、これはまだ予定でございますが、行政事務組合や社会福祉、社会教育、社会体育並びに一部事務組合等関係者にお集まりいただきまして、説明会を行う予定となっております。

大正15年5月より85年の長きにわたり郡内の地方公共事務の円滑な運営と地方自治の振興発展に貢献してきた東筑摩郡町村会でありますので、解散に当たりましては関係機関への納得した説明が必要であると思われまます。

以上、行政報告3件につきまして申し上げます。

なお、4件目の工事の発注状況につきましては、お手元に配付してあります関係書類をもって報告とさせていただきますと思います。

以上であります。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（神通川清一君） 日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理しました請願・陳情は、23請願第3号、23請願第4号の2件であります。書記をして件名の朗読をいたします。

藤沢書記。

（事務局書記朗読）

○議長（神通川清一君）　ここで、本請願の紹介議員より内容説明を求めます。

　　23請願第3号、23請願第4号について内容説明を求めます。

大池俊子議員、説明願います。

大池俊子議員。

（1番　大池俊子君　登壇）

○1番（大池俊子君）　それでは、初めに「長野県独自の30人規模学級の拡大及び定数内臨時採用の解消と県独自の教職員配置増を求める意見書提出に関する請願」ということで提出理由を申し上げます。

　　国は、13年度から少人数学習として特定教科において集団、30人以下の少人数集団を形成して学習を進める政策をとっています。しかし、まだ元は40人学級定員と変わっていません。生活集団と学習集団が、この少人数学習集団というのは特定教科においてですので、生活集団と学習集団が一致していません。基本的にはその学習集団とそれが一致して同じクラスで行うのが一番いいということです。

　　また、平成13年の法改正によって少人数学級、県独自では財政措置がされ、山形村でもいち早く少人数学級を導入され、行ってきました。これは県費で全額実費されるようになっていきます。

　　また、今年も23年、今年も中学生1年生まで35人学級が実施されています。たまたま鉢盛中学は、幸いにもこの35人学級が導入されなくても35人以下で行われていますので、その市町村の負担がなくてすんでいます。この制度を中学校全体にまで拡大されるよう県独自でまた行っていただくよう望むというものです。

　　また、教職員の問題にしましても、定数内臨時採用の解消と県独自の教職員配置増、それから人件費の負担というのでも、県独自で責任を持って推進していただくよう求めるものです。よろしく審議をお願いします。

　　済みません、2つ目の「少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書」ということで、提出理由を説明したいと思います。

　　今、先ほど申し上げましたが、長野県でもいち早く県独自で中学1年生まで少人数学級が導入されていますが、国の制度はまだまだそこまで至っていません。これが国の制度として小・中学校全学年でやられることになれば県の負担も少なく、また市町村の財政力によつての負担も少なくなってくるわけです。それで、ぜひ国の制度としてこの少人数学級の導入を求めるものです。

　　また、教職員の問題にしてもいろいろな、全国学力テストではないのですが、そう

いうものをやるよりも教職員数をもっと増やし、少人数学級にして、ゆとりを持っていった方が子供のためにも教育のためにも非常にいいということで、この請願を求めるものです。教職員の定数を大幅に増やすということについてもよろしくお願ひしたいと思います。慎重な審議をよろしくお願ひします。

- 議長（神通川清一君） 本日提案されました請願2件については、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願・陳情付託表のとおり所管の常任委員会に付託し審査願うことにいたします。
-

◎報告第2号

- 議長（神通川清一君） 日程第6、報告第2号「村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分について」議題とします。

村長より報告を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

- 村長（清沢實視君） 報告第2号「村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分について」でございます。

平成23年6月28日、松本市島立の市道で発生いたしました車両事故につきまして、当事者と8月3日に和解が成立し、損害賠償金額が確定し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。よろしくご審議のほどお願ひいたしたいと思ひます。

- 議長（神通川清一君） 村長の説明が終了しました。

ここで詳細説明があればこれを許します。

小野保健福祉課長。

- 保健福祉課長（小野勝憲君） 今、村長が言われたとおり、今年の6月28日の10時55分ごろ、松本市の市道で事故がありました。一旦停止をして交差点を右折しようとしたときに、左側から走行してきた車の後部に接触をしたというものでございます。相手方損害賠償の額については専決処分に書いてあるとおりでございます。

なお、この事故につきましては物損のみで、人的なものの被害はございませんでした。あと、自己の責任の割合ですが、村が90%、当事者が10%という内容でございます。

今後、職員にはこのような事故がないよう、より一層徹底を図っていきたいというふうに思っております。どうもまことに済みませんでした。

○議長（神通川清一君） それでは、報告第2号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

竹野入議員。

○11番（竹野入恒夫君） 今の件ですが、うちの方の事故の割合、程度、損害はどんなふうだったのでしょうか。

○議長（神通川清一君） 小野保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野勝憲君） 村の方の事故の損害でございます。見積金額では13万円弱、12万6,000円程度の損害というふうになっております。

以上です。

○議長（神通川清一君） 竹野入議員、よろしいですか。

○11番（竹野入恒夫君） はい、これもすべては保険で対応したわけでしょうか。

○議長（神通川清一君） 小野保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野勝憲君） ご質問のとおりすべて保険対応でさせていただきました。

○議長（神通川清一君） ほかに質問はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

以上で、報告第2号は終了いたします。

◎報告第3号

○議長（神通川清一君） 日程第7、報告第3号「平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」議題とします。

村長より報告を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、報告第3号「平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」でございます。

報告したいと思います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして、財政の早期健全化・財政の再生に関する指標であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標による健全化判断比率を、監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

実質赤字比率と連結実質赤字比率は赤字がないため、前年度と同様に数値なしとなりました。実質公債費率は前年度に比べまして0.9ポイント改善され14.1%となり、早期健全化基準に該当しませんでした。また、将来負担比率は、前年度の2.4%から下がりましたして改善し、数値なしとなりました。

次に、法律の第22条第1項の規定により、公営企業の経営健全化に関する指標であります資金不足比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

資金不足比率は、水道事業、清水高原簡易水道及び公共下水道事業の3公営企業会計とも資金不足は生じないため、前年度と同様に数値なしとなり、いずれも経営健全化基準に該当しませんでした。

以上でございます。

○議長（神通川清一君） 村長の説明が終了しました。

ここで、詳細説明があればこれを許します。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ここで、代表監査委員より、「平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見」について報告を願います。

小林代表監査委員。

（代表監査委員 小林かつ代君 登壇）

○代表監査委員（小林かつ代君） 審査に付された平成22年度山形村決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり報告します。

審査の結果ですが、審査に付された下記の健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。職員から詳細な説明を受けました。

実質赤字比率、連結実質赤字比率はともに赤字がございませんでした。

実質公債費比率は14.1%でございまして、昨年度、前年度より0.9ポイントの改善となっております。

将来負担比率については、将来負担すべき額がございませんでした。

以下、ご覧ください。

また、山形村資金不足比率審査でございます。

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。これにつきましても職員から詳細な説明をお聞きしました。

清水高原簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計、水道事業会計とともに資金不足はございませんでした。よって数字は出ておりません。

以下はご覧ください。

以上で報告を終わります。

○議長（神通川清一君） 「平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見」についての報告が終わりました。

それでは、報告第3号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 7番、竹野です。

ちょっと将来負担比率について、参考のためにちょっとお聞きしたいのですが、今年負担する額がなかったということですが、これは分子が、つまりいわゆる負債とか借金だとか、そういったものから、逆に資金である貯金だとか基金であるとか引いたものがマイナスだったと言うことだろうと思いますが、ちなみにその分子のマイナスになった額というのはどれぐらいだったかお聞きしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 住吉総務課考査役。

○総務課考査役（住吉 誠君） 済みません、細かいちょっと資料がないものですから、また後ほどそれぞれ分子、分母につきましての金額についてご報告申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（神通川清一君） 竹野議員、よろしいですか。

○7番（竹野園麿君） はい。

○議長（神通川清一君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

以上で、報告第3号は終了いたします。

◎認定第 1号

○議長（神通川清一君） 日程第8、認定第1号「平成22年度山形村一般会計歳入歳出決算認定」を議題とします。

村長より提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、決算認定についての説明を申し上げたいと思います。

平成22年度山形村の一般会計1会計、それから特別会計6会計及び水道事業会計1会計、合計8会計にかかわる決算について、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付すものでございます。

決算の金額は、実質収支に関する調書に沿って千円単位で申し上げます。

まず最初の認定第1号でございます。「平成22年度山形村一般会計歳入歳出決算認定について」でございます。

この一般会計の決算につきましては、歳入総額が34億8,882万5,000円。歳出総額が33億7,910万円となり、歳入歳出差引額は1億972万5,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は7,871万3,000円の黒字決算となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで詳細説明があれば、これを許します。

笹野総務課長。

○総務課長（笹野初雄君） それでは、平成22年度の一般会計決算の詳細説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ実質収支等、先ほど村長申し上げたとおりでありますので省略いたします。

それでは、決算書の1ページからご説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。これにつきましては、款項別の集計表ということで、まず歳入からご説明を申し上げます。

決算書の2ページの方からでありますけれども、主な歳入であります。

款の 1、村税でございますが、収入済額が 8 億 8,017 万 2,000 円で、歳入全体に占める割合は 25.2% になっております。前年度対比では 3,445 万 9,000 円の減収となっております。

款の 2、地方譲与税から款の 10 まででございますけれども、交通安全対策特別交付金につきましては、国あるいはそれぞれの基準で定められているものでありまして、総額が 15 億 1,972 万 2,000 円になりまして、歳入全体に占める割合は 43.6% になっております。その中でも地方交付税は 13 億 6,291 万 7,000 円で、歳入全体から見ますと 39.1% となっております。

続きまして、3 ページの方をご覧くださいと思います。

款の 13、国庫支出金でありますけれども、2 億 2,564 万円で、主なものにつきましては子ども手当費負担金が 1 億 3,343 万 4,000 円となっております。

続きまして、款の 16、給付金であります。4,852 万円で、主なものは下大池コミュニティセンター建設と松本広域土木振興会解散に伴う清算金等々で 4,740 万円となっております。

款の 18、前年度繰越金は 8,064 万 2,000 円でありました。

4 ページの方へ移ります。

款の 20、村債であります。2 億 6,405 万 8,000 円で臨時財政対策債となっております。

続きまして、5 ページ、歳出の方へ移ります。

款の 2、総務費であります。4 億 2,386 万 9,000 円で、歳出全体に占める割合は 12.5% となっております。これにつきましては木造公共施設整備事業補助金を活用した下大池コミュニティセンター建設工事費等で 4,911 万円となっております。

款の 3、民生費は 8 億 7,708 万 6,000 円で、歳出全体に占める割合は 26% となっております。これにつきましては障害者の自立支援、医療、児童手当、老人保健等の各扶助費の総額が 3 億 4,836 万円となっております。

款の 4、衛生費、3 億 1,801 万 3,000 円で、歳出全体に占める割合は 9.4% で、主なものにつきましては松本西部広域施設組合負担金が 8,837 万 6,000 円、後期高齢者医療広域連合負担金が 5,863 万 8,000 円となっております。

続きまして、款の 6、農林水産費は 1 億 2,650 万円で、全体では 3.7% を占めております。主なものにつきましては県営畑総事業償還補助金が 2,670 万 5,000 円となっております。

款の 7、商工費につきましては4,668万4,000円で、全体では1.4%を占めております。主なものとしまして清水高原観光施設整備工事費で2,872万6,000円であります。

続きまして、款の 8、土木費であります。3億4,142万8,000円で、全体に占める割合は10.1%であります。主なものとしましては公共下水道事業特別会計への繰出金が2億6,500万円となっております。

款の 9、消防費であります。1億2,670万8,000円で、全体では3.7%を占めております。主なものとしまして松本広域連合消防費負担金が9,348万4,000円となっております。

6ページに移りまして款の 10、教育費は2億4,842万2,000円で、全体に占める割合は7.4%となっております。主なものとしまして鉢盛中学校維持経営費分担金が1,505万7,000円となっております。

続きましては款の 12、公債費、4億2,227万5,000円で、全体に占める割合は12.5%となっております。JAハイランド等への支払った長期債元金が3億8,001万円となっております。

最後になりますが、款の 13、諸支出金であります。2億9,876万5,000円で、歳出全体に占める割合が8.8%でありまして、主なものとしまして児童福祉施設建設改築基金に5,260万円、公共施設整備基金に2億円を積み立てをいたしました。

以上、平成22年度一般会計の詳細説明を終わります。

○議長（神通川清一君） ここで、代表監査委員より、平成22年度一般会計決算について、決算審査意見書の報告を願います。

小林代表監査委員。

（代表監査委員 小林かつ代君 登壇）

○代表監査委員（小林かつ代君） それでは、審査結果を申し上げます。

審査の対象はただ今の件に関しましては、平成22年度山形村一般会計歳入歳出決算でございます。審査に付された歳入歳出決算、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に準拠して作成され、その計数はいずれも正確であることを認めました。また、予算執行状況も適正であることを認めました。

運用基金につきましては、各基金の合計現在額は1億5,041万3,000円で、前年度末に対して46万8,000円の増額となっております。預金金利を積み立てたことに伴うものでございます。なお、関係諸帳簿を審査した結果、計数はいずれも正確であり、適正に処理されていることを認めました。

審査意見を申し上げます。

一般会計の歳入歳出差引額、形式収支は1億972万5,000円で、このうち翌年度に繰り越しすべき財源3,101万2,000円を差し引いた実質収支は7,871万3,000円であり、実質収支比率も3.0%であり、当年度も適切な支出がなされております。平成22年度単年度財政力指数は0.382で、前年度0.026ポイントを下回りました。経常収支比率は85.1%で、前年度を1.6%下回っております。これは税収の減と交付税の増加に伴うものでございます。公債費負担比率は平成21年度の21.3に比べ、当年度は14.4で6.9ポイントも下回りましたが、前年度1億9,087万円もの繰上償還を行ったためでございます。

一般会計では、村税収納状況は前年度より3,445万9,000円の減額となっております。主な内容は村民税が前年度より4,073万7,000円の減額、固定資産税は537万4,000円の増額、軽自動車税は39万6,000円の増額、たばこ税も50万8,000円の増額となっております。

収入未済額は5,019万6,000円となり、前年度より3万7,000円増加しております。徴収率は前年度と同じ結果となっておりますが、県の地方税滞納整理機構も平成23年度から業務を開始することもあり、なお一層滞納整理に努められたい、努めていただきたいと思っております。数字はご覧のとおりでございます。

また、基金につきましては、平成22年度末における各基金の合計額は21億2,006万8,000円で、前年度末に対して2億7,533万9,000円増加しております。公共施設整備基金が新設され、本年度2億円の積み立てがなされております。また、前年度の剰余金の2分の1を財政調整基金へ充当することをはっきりさせて実施しております。

一般会計につきましては以上でございます。

○議長（神通川清一君） 提案説明及び代表監査委員の決算審査意見書の報告が終わりましたので、これより認定第1号について質疑を行います。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

◎認定第2号～認定第5号

○議長（神通川清一君） 次に、日程第9、認定第2号から日程第12、認定第5号までを一括議題とします。

書記をして各議案の朗読を行います。

藤沢書記。

（事務局書記朗読）

○議長（神通川清一君） ただいま一括議題としました認定第2号から認定第5号までの議案について、村長から提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、認定第2号から認定第5号までの説明を申し上げますと思います。

まず、認定第2号「平成22年度山形村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」であります。

この国民健康保険特別会計の決算につきましては、歳入総額が9億262万8,000円、歳出の総額が8億5,666万9,000円となり、歳入歳出差引額と実質収支額は4,595万9,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第3号でございます。「平成22年度山形村老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について」でございます。

この老人保健医療特別会計の決算につきましては、歳入総額及び歳出総額ともに2万1,000円となりまして、歳入歳出差引額と実質収支額はなしとなり、老人保健医療特別会計は平成22年度で閉鎖となりました。

次に、認定第4号でございます。「平成22年度山形村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」でございます。

この後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、歳入総額が5,089万6,000円、歳出総額が5,083万7,000円となりまして、歳入歳出差引額と実質収支額は5万9,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第5号でございます。「平成22年度山形村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」でございます。

この介護保険特別会計の決算につきましては、歳入総額が5億8,772万円、歳出総額が5億8,577万8,000円となり、歳入歳出差引額と実質収支額は194万2,000円の黒字決算となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（神通川清一君） 以上で、認定第2号から認定第5号までの村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

最初に、認定第2号についての詳細説明はありますか。

青沼住民税務課長。

○住民税務課長（青沼永二君） それでは、詳細につきまして、ここで説明をさせていただきます。

認定第2号、国民健康保険でありますけれども、歳入歳出総額の決算額につきましては、先ほど村長の説明のとおりでございます。そのうち歳入での保険税収入は2億5,648万5,000円で、前年度に比較しましてマイナス5.6%であります。これは金額にしまして1,533万2,000円ほどの減額ということであります。

この主な理由につきましては、保険税算定の基礎となる21年所得の減少によるものなどであります。

国庫支出金におきましては1億8,878万1,000円、これは前年度に比較しまして470万1,000円の減額となっております。県支出金でも3,551万4,000円、前年度比較で1,156万2,000円の減額であります。

以上、歳入の関係の概要であります。

歳出におきましては、保険給付費は5億4,789万4,000円、これは前年度に比較しまして5,196万5,000円の増額となり、歳出総額におけるこの割合は64%でありました。

概略を申し上げます。なお、決算書に合わせまして決算説明資料等を添付してあります。またご覧いただければと思います。

以上です。

○議長（神通川清一君） 次に、認定第3号についての詳細説明はありますか。

○住民税務課長（青沼永二君） ありません。

○議長（神通川清一君） 次に、認定第4号についての詳細説明はありますか。

青沼住民税務課長。

○住民税務課長（青沼永二君） 認定第4号であります。この会計は、長野県の後期高齢者医療広域連合、こちらへ保険料額の決定を盛ったもので、村で収入した金額を納付する形であります。

歳入のうち保険料の収入額では3,682万9,000円、歳出でのこの広域連合への納付金

でありますけれども、収納保険料と保険料の軽減に伴う保険基盤安定金、これらを含めまして5,082万3,000円を支出してあります。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 次に、認定第5号についての詳細説明はありますか。

小野保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野勝憲君） 認定第5号でございます。介護保険の特別会計の歳入歳出の決算認定でございますが、決算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

先ほど村長の方からご説明がありあましたとおり歳入につきましては5億8,771万9,617円、歳出決算につきましては5億8,577万8,046円になりました。実質収支につきましては194万1,571円ということでございます。

決算書2ページをご覧いただきたいと思います。

介護保険料ですが、前年に比べまして178万円の増となりました。それから、被保険者の死亡等によりまして33万9,190円、8名の被保険者を不納欠損といたしました。

決算書3ページをご覧いただきたいと思います。

歳出の款の2、保険給付費でございます。前年度に比較しますと5,271万6,000円余りの増となっております。介護保険計画と比較しますと、21年度が計画額5億3,074万4,736円に対しまして、決算額が4億9,134万9,123円で、22年度の計画額5億5,012万2,162円に対しまして決算額が5億4,406万5,210円となり、計画数値を2年度とも下回っております。

保険給付費の前年度に比較しての増の要因ですが、特別養護老人ホームの給付費等が増加いたしました。施設費で2,791万円余り、また短期入所やグループホーム、ケアハウス等の特定施設入所者生活介護の利用等の在宅関係が2,147万円余り増となっております。地域支援事業につきましてはほぼ昨年度と、21年度と同様でございました。

以上でございます。

○議長（神通川清一君） ここで代表監査委員より、認定第2号から認定第5号までについて決算審査意見書の報告を願います。

小林代表監査委員。

（代表監査委員 小林かつ代君 登壇）

○代表監査委員（小林かつ代君） 審査に付されました平成22年度山形村国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成22年度山形村老人保健医療特別会計歳入歳出決算、

平成22年度山形村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成22年度山形村介護保険特別会計歳入歳出決算については、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数はいずれも正確であることを認めました。また、予算執行状況も適正であることを認めました。

審査の意見といたしまして、国民健康保険特別会計につきましては、平成22年度に国民健康保険税を改定しなかったが、実質収支額は4,595万9,000円でありました。年度末の国民健康保険支払準備基金の額は8,367万円に増加しておりますが、必要と言われる基金の額にはまだ不足しているもので、さらなる積み立てをしていただきたいと思います。

不納欠損を266万7,000円しておりますが、昨年より滞納額が257万3,000円増加しております。また、収納率も79.4%から78.7%と0.7ポイント落ちております。昨今の経済情勢の中ではやむを得ない部分でもありますが、公平性の観点からもさらに滞納整理に努力していただきたいと思います。

また、健康診断の検診率、全体で32.5%でございますが、病気の早期発見のためにも検診率の向上を図っていただきたいと思います。

滞納等の徴収率等についてはご覧のとおりです。

老人保健医療特別会計でございますが、本年度で会計閉鎖となっております。

後期高齢者医療特別会計です。

現年度の特別徴収滞納額はございませんでした。普通徴収分の現年度分滞納額は23万6,000円で、昨年度より21万2,000円の減額とはなっておりますが、全体で9人分、77万9,000円の滞納がございます。普通徴収の納税者には、わかりやすい説明が重要かと思われまます。よくわからないで滞納しているという方もいるように思われました。

介護保険特別会計です。

本年度、介護保険が始まって10年を経過して、初めて不納欠損を計上しております。徴収率はちょっと下がっておりますが、さらに滞納額の増加の歯止めをかけるように努力していただきたいと思います。

以上、4会計について報告申し上げます。

- 議長（神通川清一君） 提案説明及び代表監査委員の決算審査意見書の報告が終わりましたので、これより認定第2号から認定第5号までの議案について一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁はその後で行うようにします。

それでは、質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

◎認定第6号～認定第8号

○議長（神通川清一君） 次に、日程第13、認定第6号から日程第15、認定第8号までを一括議題とします。

書記をして各議案の朗読を行います。

藤沢書記。

(事務局書記朗読)

○議長（神通川清一君） ただいま一括議題としました認定第6号から認定第8号までの議案について、村長から提案説明を求めます。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長（清沢實視君） それでは、認定第6号から認定第8号までの説明を申し上げます。

まず、認定第6号「平成22年度山形村清水高原簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」でございます。

この清水高原簡易水道特別会計の決算につきましては、歳入総額が1,255万9,000円となり、歳出総額が1,151万7,000円となりました。歳入歳出差引額と実質収支額は104万円の黒字決算となりました。

次に、認定第7号「平成22年度山形村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」でございます。

この公共下水道事業特別会計の決算につきましては、歳入総額が4億3,074万5,000円となり、歳出総額が4億1,927万5,000円となりました。歳入歳出差引額と実質収支額は1,147万円の黒字決算となりました。

次に、認定第8号でございます。「平成22年度山形村水道事業会計決算認定について」でございます。

地方公営企業法を適用する水道事業会計の決算につきましては、収益的収支の総収

入が2億174万3,000円、総費用が1億6,725万4,000円となり、当年度の純利益は3,448万9円の黒字決算となりました。前年度繰越利益剰余金260万1,000円を加えた当年度未処分利益剰余金は3,714万円となりました。

資本的収支では、資本的収入が148万8,000円、資本的支出が7,215万9,000円となりました。この収入が支出に不足する額の7,067万1,000円の補てん財源は、過年度分損益勘定留保資金6,693万2,000円、当年度分損益勘定留保資金324万1,000円、消費税等資本的収支調整額49万8,000円で補てんをいたしました。

また、平成22年度山形村水道事業の剰余金処分につきましては、当年度未処分利益剰余金3,714万円を利益剰余金処分額2,930万円、翌年度繰越利益剰余金784万円と定めるものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（神通川清一君） 以上で、認定第6号から認定第8号までの村長の提案説明が終わりました。

ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

最初に、認定第6号についての詳細説明はありますか。

中村農林建設課長。

○農林建設課長（中村俊春君） それでは、議案第6号、清水高原簡易水道の決算につきまして補足説明を申し上げます。

まず、決算書1ページをご覧くださいと思います。

22年度の決算額は、歳入につきましては前年度比50万5,000円減の1,255万7,000円、歳出につきましても前年度比39万8,000円減の1,151万7,000円となりました。この結果、差引残額は104万150円となったわけでございます。

続きまして、歳入の概要を申し上げます。

事項別明細書、4ページをご覧くださいと思います。

1番上段、使用料でございますが、水道料金収納額は565万円余りで、歳入全体の約45%を占めております。また、この水道料金のうち45%、これにつきましてはやはりスカイランドきよみずの使用料金となっております。

それから、中段、2款の繰入金でございますが、一般会計から高料金対策、並びに償還金にかかわるルール分の繰り入れといたしまして571万7,000円を繰り入れております。

次に、歳出、5ページをご覧くださいと思います。

22年度は特段大きな工事等はありませんでした。歳出の一番大きなものは一番下段にございますが、2款の公債費で、長期債の元金償還と利子を合わせまして698万6,000円を支出しております。

詳細につきましては決算説明書をご覧いただきたいと思います。

以上です。

○議長（神通川清一君） 次に、認定第7号についての詳細説明はありますか。

中村農林建設課長。

○農林建設課長（中村俊春君） それでは、議案第7号につきまして補足説明を申し上げます。

まず、決算書1ページをご覧いただきたいと思います。

22年度の決算総額でございますが、歳入では4億3,074万4,000円余りで、前年度に比較いたしまして3,076万8,000円の減。歳出につきましては4億1,927万4,000円余りで、前年度比3,605万2,000円の減額決算となりました。この結果、差引残額につきましては1,147万363円と、前年度比528万4,000円増額した決算となりました。

続きまして、歳入の主な点のみ申し上げます。

事項別明細書4ページをご覧いただきたいと思います。

まず、1款の下水道現年度分担金でございますが、去年は接続件数25件、875万円と前年度を2件下回りました。

続きまして、2款の使用料でございます。その中の1目下水道使用料でございますが、つなぎ込み世帯の増によりまして現年度分調定額、それから収納額とも前年を120万円ほど上回っております。

続きまして、4款繰入金でございます。1目の一般会計繰入金につきましては、前年度より1,500万円少ない2億6,500万円を繰り入れております。

それから、2項の推進基金の繰り入れでございますが、22年度はこの基金からの繰り入れはございませんでした。

続きまして、歳出でございます。

6ページからをご覧いただきたいと思います。

まず、一番上段の1款の下水道費につきましては、総額は1億463万円余りでございまして、修繕費、管理委託料が減ったことによりまして、前年度に比較いたしまして1,567万円の減額決算となっております。

次に、7ページ、下段の2款の公債費でございます。

公債費につきましては償還元金、それから利子を合わせまして3億1,464万円ということで、この公債費につきましては下水道歳出の総額のまだ75%を占めております。下水道終末処理場、ウォーターパルでございますが、平成8年に供用を開始して以来15年が経過いたしました。人口増加とともに汚水処理量も年々増加してきておりますが、今のところ大きなトラブルもございませんし、それから放流水質等も安定した状態が続いております。

詳細につきましては決算説明書をご覧くださいと思います。

以上です。

○議長（神通川清一君） 次に、認定第8号についての詳細説明はありますか。

清沢村長。

○村長（清沢實視君） 訂正とおわびを申し上げたいと思います。先ほど認定第8号「平成22年度山形村水道事業会計決算認定について」、私の方から説明申し上げましたが、この中で当年度の純利益は3,448万9円と申しましたが、3,448万9,000円でございますので、訂正をお願いしたいと思います。よろしく願います。

○議長（神通川清一君） 中村農林建設課長。

○農林建設課長（中村俊春君） それでは、続きまして議案第8号、平成22年度山形村水道事業会計決算認定につきまして補足説明を申し上げます。

22年度の上水事業でございますが、21年4月1日より県企業局松塩水道用水を受水を開始して以来2年目が経過いたしました。

まず、会計決算報告書1ページをご覧くださいと思います。

これにつきましては税込みの数字を申し上げます。3条予算の収益的収支の収入でございますが、水道事業収益は2億1,179万4,000円余りで前年を1,052万円ほど下回りました。この下回りました大きな要因でございますが、前年度は旧水道施設の解体費用といたしまして一般会計からの補助金が営業外収益として計上されていたためでございます。

それから、中段の支出の水道事業費用でございますが、前年度に比較いたしまして大きな工事等が少なかったこと、また資金の借りかえによる償還利子が減ったことなどによりまして、前年度比2,957万円減の1億7,676万円余りであります。

次に、2ページ、4条予算について申し上げます。

まず、資本的収入でございますが、企業債の借り入れがなかったため、また支出も繰上償還がなかったことによりまして、ともに前年度比に比較しますと大幅に減額と

いうふうになっております。

続きまして、3ページの損益計算書をご覧いただきたいと思います。

営業収益から営業費用を差し引きました営業利益は4,773万1,634円、これに営業外収益と費用を合算いたしました経常利益は3,493万4,468円でございます。これに特別損失を差し引きまして前年度繰越利益剰余金を加えました当年度未処分利益剰余金は3,714万646円となりました。

続きまして、5ページ、22年度水道事業剰余金処分計算書(案)をご覧いただきたいと思います。

先ほど申し上げました未処分利益剰余金3,014万646円を減債積立金に180万円、建設改良積立金に2,750万円、翌年度繰越利益剰余金といたしまして784万646円にそれぞれ処分しようとするものでございます。

事業の詳細につきましては、7ページ移行の事業報告書をご覧いただきたいと思います。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長(神通川清一君) ここで代表監査委員より、認定第6号から認定第8号について決算審査意見書の報告を願います。

小林代表監査委員。

(代表監査委員 小林かつ代君 登壇)

○代表監査委員(小林かつ代君) それでは、審査意見を申し上げます。

「平成22年度山形村清水高原簡易水道特別会計歳入歳出決算」並びに「山形村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算」、公営企業といたしまして「平成22年度山形村水道事業会計決算」について報告申し上げます。

それから、先ほど一般会計で落としましたが、運用基金の状況についてついでに申し上げます。

いずれも審査に付されたものにつきましては、歳入歳出決算書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に準拠して作成され、その計数はいずれも正確であることを認めました。また、予算執行状況も適正であることを認めました。

清水高原簡易水道特別会計につきましては、スカイランドきよみずよりの使用料収入が減少しておりますが、滞納もなく収支もバランスよく運用されておりました。

公共下水道事業特別会計でございますが、分担金の滞納があまり減っていませんので、さらに何とか努力していただきたいと思います。そして、依然として汚水処理単

価と使用料単価とは大きな開きが見られます。

収納状況につきましてはご覧のとおりです。

水道事業会計につきましては、下水道会計より事務負担金をもらっているわけですが、それを見直しをして143万4,000円を増加しております。繰上償還や借りかえにより支払利息が減少したことも利益増加につながっております。また有収率が82.6%であり、前年度比で1.0ポイント上昇しております。

損益計算書につきましてはご覧のとおりでございますが、当年度純利益が3,449万円でありまして、昨年の265万円と比べ大きく増加しております。

滞納状況につきましてはご覧のとおりでございます。

資本的収支についてもご覧のとおりでございます。

それから、運用基金の状況ですが、土地開発基金につきましては利息分が増加して46万7,000円増加しております。それから、福祉医療費資金貸付基金につきましては、基金の額50万8,000円でいずれも貸し付けも償還もございませんでした。

それから、ちょっと済みません、お待ちください。

以上で監査結果の報告を終わりたいと思いますが、全体につきまして少し補足説明をさせていただきます。

一般会計につきましては、リースの契約については、今後法令に基づき債務負担行為を起こさないようにしたということでございますが、支払い義務にはかわりはありませんので、どこかできちんと全額把握しておく必要があることを申し入れました。担当者はもう既にその用意があるという回答でした。

それから、昨年度は事務的な手続ミスが多かったのですが、研修会の開催、わかりやすいフローチャートなどを作成し、22年度は大きく改善されておりました。

それから、昨年の審査意見を踏まえて公共施設整備基金を新設し、2億円の積み立てを開始したことは大変よかったと思っております。

また、財政調整基金も前年度剰余金の2分の1を確実に積み立てるようになったことも評価したいと思います。

ほかの一般会計の他の部分ですが、いちいの里の風呂の温度が一定しないというお話をお聞きしました。建設後10年を経過しており、施設の総点検の必要があると思われまますのでご検討いただきたいと思います。

それから、保育園建設で何かと落ち着かないと思いますが、くれぐれも事故のないように留意していただきたいと思います。

それから、県の労働費補助金で観光協会の観光事業を行っておりますが、補助金が切れた後の村としてどのような方針なのかをきちんとしておく必要があると思われま

す。

それから、農業機械共同利用促進事業が大変好評のようです。ますます高齢化していきます農業にとってもよい制度と思われま

すので、さらなる利用が望まれます。

それから、公共下水道事業でございますが、あずさに管理委託をしているわけですが、委託料はそのままですが、委託業者に場内の草刈り作業を一任したとお聞きしました。これは大変いいことではなかったかと評価したいと思っております。

以上、いつも申し上げておりますが、職員はさまざまな面で工夫し努力しております。当然と言えばそれまでではございますが、小さいながらも自立する村として今後

もさらなる努力をお願いしたいと思っております。

以上で、監査報告をすべて終わります。

○議長（神通川清一君） 提案説明及び代表監査委員の決算審査意見書の報告が終わりましたので、これより認定第6号から認定第8号までの議案について一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁はその後で行うようにします。

それでは、質疑のある議員の発言を許します。

竹野議員。

○7番（竹野園麿君） 直接今一括提案された6号から8号までじゃないんだけど、今、監査委員のいわゆる基金積立について、さっき一般会計のときにもちょっと言われて、今も言われたのでちょっとお聞きしたいんですがよろしいですか。

○議長（神通川清一君） はい。

○7番（竹野園麿君） 今、基金についてということで、いわゆる前年度の剰余金の2分の1を財調基金へ充当することをはっきりさせて実施させたというふうに監査委員の方から話がありました。

これ、前からちょっとやっていないんじゃないかなというふうに感じていたんですけども、監査委員もそういったところをちゃんと監査されたということですが、もうちょっとお聞きしたいのは、これは制度だとか法令上からして、これをやらなかったというのはどういうことになるんですか。どんな問題があるのかどうか。

○議長（神通川清一君） 住吉総務課考査役。

○総務課考査役（住吉 誠君） 実はただいま監査委員さんよりご説明があったとお

なんですけれども、平成21年度から9月の定例議会においてと、補正予算として提出しまして、前年度剰余金の2分の1については財政調整基金に積み立てるというようなことで、21、22ということやらさせていただいておりますけれども、その前までにつきましては、繰上償還の財源に充てたというようなことでずっとやってきておまして、2分の1以上については繰上償還の財源というようなことで取り扱ってきたかと思えます。

以上ですけれども。

○議長（神通川清一君） 竹野議員、よろしいですか。

竹野議員。

○7番（竹野園磨君） もう制度上のことを今ちょっとはつきり確認したかったんだけど、結局それでは別に積み立てなくても繰上償還の財源にそれを充当するように使えば制度上問題がないかどうかという、そこをお聞きしたのよ。

○議長（神通川清一君） 住吉総務課考査役。

○総務課考査役（住吉 誠君） 地方財政法の中で2分の1以上について積み立てるか、または地方債の繰上償還に充てるかというようなことで、その条文の中に書いておきますので、積み立てるか、繰上償還かというような、どちらかの選択になろうかと思えます。

以上ですけれども。

○議長（神通川清一君） 竹野議員。

○7番（竹野園磨君） ちょっとくどいようで、それでは確認するけど、問題なかったということだね。それで、今ここで監査委員さんがこういうふうに指摘してしっかり充当させることをはつきりさせて実施させたと、実施したということは、特に今まで問題のない運用の仕方をしてきたと、そういうふうに理解していいということですね。

○議長（神通川清一君） 住吉総務課考査役。

○総務課考査役（住吉 誠君） 21、22につきましては2分の1は財政調整基金に積み立てたということで、20年度までについては地方債の繰上償還に充てたということで、地方財政法の第7条ですか、そちらの方に該当するのではないかと思います。

以上ですけれども。

○議長（神通川清一君） 竹野議員、よろしいですか。

○7番（竹野園磨君） 3回やっちゃったから、もうどうだね。

○議長（神通川清一君） ほかに質疑のある議員の方。

(発言する者なし)

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

ここで休憩します。10時45分まで休憩します。休憩。

(午前10時28分)

○議長（神通川清一君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

(午前10時45分)

○議長（神通川清一君） 先ほどの質問にありました将来負担比率の状況について、住吉考査役から説明がありますのでお願いします。

住吉考査役。

○総務課考査役（住吉 誠君） ただいま資料としてA3を折ってそれぞれの議員さん方に配りましたけれども、これについては8月23日の日に総務農林委員会の委員会の際に説明資料として出したものでございまして、19と書いてあるほうが平成21年度、それからその下の方の20と書いているのが、平成22年度の決算の将来負担比率の状況ということでございます。

20ページをご覧いただきたいのですけれども、一番その上段のところ将来負担額ということで地方債の現在高、それから債務負担行為、公営企業等への繰入見込み、それから組合等負担見込み額、退職手当負担見込み額ということで、5項目のところ数字が載っております、これが分子になるということでございまして、19ページの方と比べていただくと、その中で非常に増減が多いのが、地方債現在高については前年度よりも1億1,500万円くらいの減になっておりますし、公営企業債等への繰入見込み額についても1億700万円くらいの減になっているということで、この2つが非常に大きく21年度よりも減額になっているというような点でございます。

それから、中段のところ充当可能財源等ということでありまして、充当可能基金、それからその右の方に基準財政需要額、歳入見込み額ということでございまして、充当可能基金につきましては前年度よりも3億1,200万円増になったというのが非常に大きな点でございます、この将来負担額と充当可能財源ということで、一番その下のところにそれぞれ算式によって、一番右のところですが、将来負担比率が算

定されなかったというような結果になっておりますので、それぞれ21年度、22年度について数字等ご比較願いますと、減額等についての状況がわかるかと思えます。

以上でございます。

◎議案第37号

○議長（神通川清一君） 日程第16、議案第37号「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、議案第37号「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の提案理由を申し上げたいと思えます。

本年スポーツ振興法の全部が改正されまして、新たにスポーツ基本法が公布施行となりました。スポーツ基本法の附則には、スポーツ推進委員に関する経過措置があり、スポーツ振興法で規定されている体育指導委員をスポーツ基本法で規定するスポーツ推進委員とみなすとされております。このため、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例別表の体育指導委員の名称をスポーツ推進委員に改める必要があるため、当該条例の一部を改正するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（神通川清一君） 村長の内容説明が終わりました。

ここで詳細説明があればこれを許します。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） それでは、議案第37号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

◎議案第 38 号

○議長（神通川清一君） 日程第 17、議案第 38 号「山形村税条例の一部を改正する条例について」、失礼しました。「山形村税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、議案第 38 号「山形村税条例等の一部を改正する条例について」の提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正されたことに伴いまして、村税条例等の一部を改正するもので、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るものでございます。

村税条例で改正となる部分は、税制への信頼向上のため、条例適用の罰則強化として過料の引き上げ、寄附金税額控除の見直しなど、地方税法の改正により連動して一部を改正するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで詳細説明があれば、これを許します。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） それでは、議案第 38 号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

◎議案第 39 号～議案第 40 号

○議長（神通川清一君） 次に、日程第 18、議案第 39 号、日程第 19、議案第 40 号を一括して議題とします。

書記をして各議案の朗読を行います。

藤沢書記。

(事務局書記朗読)

○議長(神通川清一君) ただいま一括議題としました議案第39号から議案第40号までの議案について、村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長(清沢實視君) それでは、まず議案第39号から議案第40号の提案説明を申し上げます。

まず、最初に議案第39号「平成23年度山形村一般会計補正予算(第2号)」を説明したいと思います。

一般会計の補正予算(第2号)は、歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債の補正をするものでございます。

第1条の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出に6,780万円を追加し、補正後の予算規模は37億2,392万円としたいと思います。歳入予算では地方交付税の普通交付税に1,739万5,000円、県支出金の地域支え合い体制づくり事業補助金に500万円、前年度繰越金に4,414万7,000円を追加するとともに、村債の臨時財政対策債から減額381万7,000円とするなどいたしました。

歳出予算では、地方財政法の規定に基づきまして22年度決算の剰余金のうち2分の1を下らない金額、3,935万7,000円を財政調整基金に積み立てるとともに、総務費は情報センター費の無停電電源装置更新工事に410万円を計上したほか、民生費は社会福祉総務費の地域支え合い体制づくり事業の作成業務委託料など529万6,000円を、また消防費は非常備消防費の公務災害の補償等共済掛金に417万3,000円などをそれぞれ計上いたしました。

第2条の債務負担行為の補正は、総合計画策定業務委託料について期間を平成24年度、期限額を500万円と定めまして追加するものでございます。

第3条の地方債の補正は、臨時財政対策債について限度額を減額し、1億9,618万3,000円として定め変更するものでございます。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりでございます。

引き続きまして、議案第40号でございます。「平成23年度山形村介護保険特別会計補正予算(第1号)」でございます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ611万9,000円を追加いたしまして、総額6億842万5,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、平成22年度の決算に伴う国庫金、支払基金、一般会計繰入金の精算が主な内容となっております。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

最初に、議案第39号についての詳細説明はありますか。

笹野総務課長。

○総務課長（笹野初雄君） まず、議案第39号「平成23年度山形村一般会計補正予算（第2号）」でありますけれども、補正額及び債務負担行為、地方債につきましては、先ほど提案説明でご説明をいたしましたとおりであります。

歳入歳出の方に詳細を説明をさせていただきます。先ほどと重複するところもありますけれどもよろしくお願いをいたします。

まず、11ページの方から説明を申し上げます。

上から2番目、款の9、地方交付税ですが173万。済みません、1,739万5,000円を追加しまして、12億3,739万5,000円とするものであります。

続きまして、12ページの款の14、県支出金でありますけれども、目の3、民生費県補助金、地域支え合い体制づくり事業補助金で500万円を追加するものであります。

同じく労働費の県補助金で、臨時雇用創出事業補助金で209万4,000円を追加するものであります。

次、ページ飛びまして14ページ、18款繰越金であります、4,414万7,000円を追加して7,871万3,000円とするものでございます。

15ページにつきましては款の20、先ほどご説明申し上げましたが、臨時財政対策債で、第3表でご説明をいたしましたとおり381万7,000円を減額するものであります。

続きまして、歳出ですが、主なものとしまして16ページの一番下、企画費の関係で160万円の追加の、これはスカイランドきよみず利用助成であります。

続きまして、17ページの目の12、情報センター費で410万円の追加であります。これは無停電電源装置の更新工事であります。

ページ飛びまして19ページ、款の3、民生費、目の1、社会福祉総務費であります、地域支え合いマップ作成業務委託料などで529万6,000円を追加するものであります。

ます。

続きまして、飛びますけれども25ページ、消防費の関係であります、目の2、非常備消防費で417万3,000円を追加するものであります。これは東日本大震災関連によります公務災害補償等の共済掛金の追加であります。

同じくその下の目の3、消防施設費であります330万円の追加であります。これは消防分団詰所の建築工事費の追加でございます。

それから、27ページの13、引き続きになります。財政調整基金積立金ということで、3,935万7,000円を追加するものであります。これは先ほど来申し上げましたが、地方財政法の規定に基づきまして前年度決算利益剰余金のうち2分の1を下らない金額を積み立てるものであります。

以下、給与費明細書は以下のとおりでございますのでご覧をいただきたいと思ます。

以上で終わります。

○議長（神通川清一君） 次に、議案第40号についての詳細説明はありますか。

小野保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野勝憲君） ありません。

○議長（神通川清一君） ありませんか。はい、失礼しました。

以上で、詳細説明が終わりました。

これより議案第39号、議案第40号について一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁はその後に行うようにします。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

竹野議員。

○7番（竹野園麿君） それじゃあ、ちょっとお聞きします。7番、竹野ですが、一般会計でまず15ページ、臨時財政対策債の減額は限度額が減になったのか、それとも繰越金等のあれでもって施策不要になったということで減額されるのかお聞きいたします。

それから、16ページ、スカイランドきよみずの優待ということで160万円、これについては目的、主な目的をお聞きしたいと思います。これ、2年くらい前までやっていたものでしたよね、たしか。それで、3年ばかりやって2年ばかりやめたということですが、前回と同様にその総務費の企画費へ盛ってあるんだけど、趣旨をお聞

かせいただきたいと思います。

それから、19ページ、真ん中辺の委託料409万5,000円、これについてはこの前、全協でしたか、担当課長からしっかり内容をお聞きしましたが、これは今後の管理費みたいなものはどのようなことになるのか、見通しで結構ですのでお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（神通川清一君） 住吉総務課考査役。

○総務課考査役（住吉 誠君） では、まず15ページの臨時財政対策債の関係なのですけれども、臨時財政対策債につきましては当初、当初予算で見積もる段階で国・県の方から、前年度より20%くらい減になるというようなことで通知等が流れてきたわけなのですけれども、実際に算定等をしてみますと山形村の場合、たしか25%くらい減ということで、プラス5%多く減になってしまったということで、当初2億円というところが今回の補正後の額の1億9,618万3,000円に決定したということで、ちょっと減額の規模が当初よりも大きくなったというのがこの減額の原因でございます。

以上です。

○議長（神通川清一君） 百瀬副村長。

○副村長（百瀬泰久君） スカイランドの補助金の趣旨につきましてご質問がございました。ご案内のようにスカイランドきよみず、指定管理におきまして、そしてトヨタエンタプライズさんが、そして三和商会さん、大分苦勞されているということを前々から申し上げておりました。なかなか村内の利用者の方の利用がまだまだ思ったようにいかないというような、こんな実態でございます。

そして、村内の皆さん方からもできるだけ大勢の方が利用できるような、そんな形での工夫をしていただけないかというような多くの声が聞かれます。ご案内のように前々からも、何年か前からも行いましたように、村としてそれなりのバックアップをしていく体制を何とでもつくりたい。そして、できるだけやっぱり村内の福祉施設として位置づけておりますので、村内の皆さんができるだけ利用できるような、そしてまたスカイランドも頑張っていただくような、そんな体制づくりをしていきたいと考えておまして、今回の補正で提案させていただきました。

以上でございます。

○議長（神通川清一君） 小野保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野勝憲君） 支え合いマップの関係でございます。あとの管理費は

というような見直しのご質問ですが、これにつきましては先般、全協でもお話を申し上げましたとおり今年度の事業でございまして、次年度以降につきましては単費で継続をしていくと。これにつきましては当然地図情報システム等が変更になった場合はそれを入れかえる作業は単費で対応せざるを得ないのかなと。これにつきましては毎年地図情報を入れかえているわけではございませんので、数年置き。ただ、これについてはある程度のお金がかかるのではないかと。

それよりも随時やっていく必要性が果たしてあるのかどうかというのがあるものですから、その辺は見きわめた中でやはり単費で対応を今後していくということになるかというふうに思います。

以上です。

○議長（神通川清一君） 竹野議員、よろしいですか。

○7番（竹野園麿君） スカイランドきよみずの優待については、今説明聞いたんだけど、いわゆる今のやっている、経営しているというか、指定管理者で経営委託している会社のバックアップという今説明がありました。それともう1個はやっぱり村民の福利厚生ですか、これは前もそういうふうにして、そういうことを目的でやったんだけど、主たる目的はどっちですか。

もし、私はどっちかという、今言ったようにスカイランドきよみずそのものは今、副村長が言ったように、あれは主には住民の福利厚生の施設。あれはもう1つは観光ですよ、よそからの観光客の受け入れ。そういう目的を持ってやったと思うけれども、やっぱり村民から見れば福利厚生が一番大きな目的だったと思うんです。

それで、この前に、2年ばかり前にそのこの優待をやめちゃった。ちょうど定着してきたと思われたときにやめちゃったんだよ。福利厚生ということを主たる目的にしているんなら、なぜやめたのかという、そういう疑問。

あの当時、村民にも相当、ちょうどみんな知ってきてそのシステム、制度もちょうど広がったときにやめちゃった。福利厚生が主たる施設ならやめる理由はなかったはずだと思うんだけど、その辺を含めて、それで今後どうなるのかということも含めてお聞きしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 回答していいですか。当時も大分その問題については議論したことを覚えております。特にもう1軒宿泊施設がありまして、その宿泊施設から直接のいろいろの意見はあったわけではありませんけれども、その知り合いの人たちから

何でそのスカイランドきよみずだけそうやって村の税金を使ってやるのか。もう1軒宿泊施設があるじゃないかということを言われたこともありますし、また家族に、家族というか納税、滞納している方がいる家族においては対象にならないということがありまして、当時その券を利用して同級会なんかも、だとかグループの気寄りの人たちの団体が利用されたときが多かったわけでありましてけれども、そのことを知らなくて、大分そのことは徹底したはずなんですけれども、その同級会なんかに行きまして、急に来なくなったと、本人も大分楽しみにしていたんですけども、いざその日になってみたら急に何々さんがいなくなったと。これはこういうことだという事になって、大変そういうことに対しましてプライバシーの問題だとかいろいろな面があって、とりあえず1度立ちどまって考えてみようではないかということで、皆さん方にご理解願って中止した経緯がございます。

ですから、簡単に勝手にやめたとか、理由なしにやめたということではなくて、やはりそれなりの当時の状況等を勘案しましてそういう状況だったというふうに私は記憶しておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（神通川清一君） 竹野議員、よろしいですか。

○7番（竹野園麿君） 当時やめた理由は、今、村長が言ったように、そのことは聞いて覚えています。それで、その大きな6項目くらいありました。隣というか、あそこの近くに宿泊施設があって、それとのいわゆる不公平というんですか、あるいは滞納者の利用を抑えるなど。そうして見ると、そういった前回やめた理由、挙げた理由、それは今回変わったんですか、それともそれはクリアされたんですか。それをお聞きしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） そもそも私の方で答えますと、スカイランドきよみずにつきましては村民の福利厚生のためと目的に書いてあります。しかし、途中から村の財政が非常に逼迫しまして、スカイランドきよみずに投入する、注入する資金がなくなったわけです、そんな余裕はないと。

私は実際覚えています、あれは第三セクターだから当然自分たちでやらなければいけない。とてもじゃないがそんな村あたりに、それこそ鼻血も出ない状況でということをお前は現に聞いておりますし、そういう状況下の中で、村の財政がゆとりが出てきた場合だったらいいんですが、コンスタントに最初からそうやって村の方から資金を投入していればああいう状況にならなかったというように私は思っております。

ですから、その時代、時代によって変わってきますし、考えも変わってきますし、村民の要望も、要求も変わってきますから、それはもう過去のことを、何年前のことをどうだ、こうだというのをぶり返してやること自体が私としては非常に疑問に思いますし、時代、時代等ありまして、今回スカイランドきよみずがあのように東関東の地震と、それから栄村を中心にした北信の大震災、そしてこのたびの松本の地震というような形の中で利用者が大変少なくなってきておりまして、非常に厳しい状況であるということはもう重々承知をしております。

私どもといたしましても、経営内容につきましてはいろいろな点で、ああしたほうがいい、こうしたほうがいいということは思っておりますが、とにかく指定管理者という、また大きな会社が入っておりますから、あまり我々どもがいろいろ口出すのもおかしな話でございますけれども、村民の間では最近になりましてあれだけの投資をスカイランドきよみずに行っているんだから、何らかの形で村民に対してもそういうものを補助して利用率を上げるような、そういう方向をしたほうがいいのではないかと、という声があちこちで聞かれまして、じゃあ、そういう方向に持っていったほうがいいのではないかと、ということで、話し合いの中でこの今回提案させていただいたわけでございますが、どうか皆さん、その点だけは時代、時代とともにいろいろ変わってきますし、村の財政状況も変わってきておりますし、村の施策についても変わってきておりますので、過去においてどうだこうだということをまたぶり返してやるということが果たしていかなものかというように私は思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（神通川清一君） 竹野議員に申し上げます。質問は3回になりました。

ほかに質疑はありませんか。

上條光明議員。

○5番（上條光明君） 5番、上條光明です。細かいことはまた委員会で聞きたいのですが、今の関係の16ページのスカイランドきよみずの関係ですが、160万円のその内訳というのですか、4,000円で400人を見込んでいるのかどうかということと、基本的には3年前までやっていたのと条件は大体同じかどうか、その簡単で、また委員会に個人の意見や何かはまた申し上げたいと思ひますので、そこだけ簡単でいいですか。

○議長（神通川清一君） 百瀬副村長。

○副村長（百瀬泰久君） 当面160万円見させていただきましたので、この状況を見なが

らまた補正なりでまたご相談させていただきたいと思って。条件につきましては、ほぼ同じということで考えております。

先ほど竹野議員の方からもおっしゃいましたけれども、私ども指定管理に委ねたということは、基本的にやはり指定管理者の方でうんと頑張ってくださいというのが第一条件であります。ただ、こういう中で、こういう経済状況の中で正直言いまして指定管理料を今、合算利用になってはいるんですが、トヨタさんの方から、指定管理者の方からそういう要求があるのも事実であります。

そういうことも踏まえて、実際今、これ出さないようになっておりますので、出すつもりは全くございませんけれども、村の責任としてやはりあの施設を長くいつまでも村民の利益のために使っていただくような、そういう方策は村の責任としてやっぱり私どもも考える必要があるのではないかと考えておりますし、しかも村民の厚生、福利のためということで私ども総合的に考えた今回の復活でございますので、ぜひご理解をいただきたいと考えております。

○議長（神通川清一君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） もう1つ、きのう、たまたま上でサイクルロードレースの表彰式がありまして、支配人と話す機会がありました。それで、その件に関しましても大変もうご本人も知っておりまして、私どもも黙ってはいられないと、これだけ村の人たちに、村にお世話になっているので、4,000円プラスアルファ、アルファはどの程度かと聞いたけれども、教えてくれなかったですけれども、スカイランドきよみずの方で出すと。それで、できるだけ村民の人たちにご利用願いたいということを申ししておりましたので、そのアルファというのはどの程度かちょっとまだわかりませんが、それはそれなりに考えていると思いますので、またおいおいわかると思いますが、そういう話はきのうお話ししましたのでお伝えしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 上條議員、よろしいですか。

○5番（上條光明君） 結構です。また委員会でしっかりやりたいと思います。

○議長（神通川清一君） ほかに質疑はありませんか。

竹野入恒夫議員。

○11番（竹野入恒夫君） 11番、竹野入です。25ページの消防施設費の中のこの工事請負費、これをちょっと教えていただきたいと思います、330万円。

○議長（神通川清一君） 笹野総務課長。

○総務課長（笹野初雄君） これは、主なものはあそこの今度建設する中大池の分団で

すけれども、地盤ですが、地盤が軟弱だということで、基礎系統を補強するための工事費が主になります。

○議長（神通川清一君） 竹野入議員、よろしいですか。

○11番（竹野入恒夫君） はい。

○議長（神通川清一君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

◎議案第41号～議案第43号

○議長（神通川清一君） 次に、日程第20、議案第41号から日程第22、議案第43号を一括議題とします。

書記をして各議案の朗読を行います。

藤沢書記。

（事務局書記朗読）

○議長（神通川清一君） ただいま一括議題としました議案第41号から議案第43号までの議案について、村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、議案第41号から議案第43号までの提案説明を申し上げます。

まず、議案第41号「平成23年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算（第1号）」でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ64万円を追加しまして、総額を1,194万円とするものでございます。

補正の内容でございますが、歳入では前年度繰越金を64万円追加いたしたいと思っております。歳出では修繕費で61万1,000円の追加が主なものでございます。

次に、議案第42号でございます。「平成23年度山形村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,122万円を追加し、総額を4億2,129万円とするものでございます。

補正の内容でございますが、歳入では前年度の決算に伴う繰越金を947万円、受益者負担分では175万円をそれぞれ追加補正いたしたいと思っております。歳出の主なものでございますが、事業管理費で人事異動に伴う給与費の増額並びに原発事故に伴う汚泥放射能の測定委託料の追加や予備費の増額であります。

次に、議案第43号でございます。「平成23年度山形村水道事業会計補正予算（第1号）」であります。

補正の内容でございますが、収益的収支予算で、営業費用を736万円追加補正したいと思っております。この主なものでございますが、松塩水道用水南西ルートにある水管橋の耐震化対策にかかわる費用負担金として702万1,000円を計上いたしたいと思っております。支出に対する財源は営業収益を充当したいと思っております。

以上、ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（神通川清一君） 以上で、村長の提案説明が終わりました。

ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

最初に、議案第41号についての詳細説明はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） 次に、議案第42号についての詳細説明はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） 次に、議案第43号についての詳細説明はありますか。

中村農林建設課長。

○農林建設課長（中村俊春君） それでは、水道事業会計の補正の説明をいたします。

後ほどまた全員協議会で詳細をご説明いたしますが、今回水源対策費といたしまして702万1,000円を計上いたしてございます。これにつきましては、平成21年4月より、先ほどもございましたが松塩水道用水南西ルートを利用しております。この南西ルートには3本の河川が通っておりまして、水管橋が3つございまして送水管が横断しております。この南西ルートにつきましては、松本市で維持管理をしていただいておりますが、この3本の水管橋につきまして耐震診断等をした結果、レベル2、いわゆる震度6以上になりますと水管橋が破損する恐れがあるという診断結果が出たということでございまして、これにつきまして本年度より3カ年かけまして水管橋の耐震補強を行うというものでございます。

この費用につきましては、平成19年10月1日に松本市と松塩水道用水の受水に関する協定の中で受水量によって負担するという協定が締結されておりまして、それ

に基づきましてこの702万1,000円につきましては、23年度分の負担でございます。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（神通川清一君） 以上で、詳細説明が終わりました。

これより議案第41号から議案第43号について一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁はその後に行うようにします。

質疑のある議員の発言を許します。

竹野入議員。

○11番（竹野入恒夫君） 今の水道の関係ですが、これは3年間かけてやるということですが、全体の費用はどのぐらいで、山形村の負担分は幾らの割合になっているのか、その辺細かいところがわかったらお願いします。

○議長（神通川清一君） 中村農林建設課長。

○農林建設課長（中村俊春君） 一応工事等につきましては、まだこれからでございますので、概算になりますけれども、3年間で工事費用といたしましては1億1,600万円ほどが予定されております。それで、村の負担でございますが、松本市、この南西ルートの日量の流量が1万2,000立方でございます。うち、松本市が1万500立方、それから山形村は日に1,500立方ということでございます。負担割合が87.5%対山形村12.5%ということでございまして、今の概算でございますが、山形村の負担金といたしましては1,270万円ほどを予定しております。

以上です。

○議長（神通川清一君） 竹野入議員、よろしいですか。

○11番（竹野入恒夫君） はい、わかりました。

○議長（神通川清一君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

◎議案の委員会付託

○議長（神通川清一君） 日程第23、議案の委員会付託を議題とします。

本日提出されました認定第1号から認定第8号並びに議案第37号から議案第43

号については、お手元に配付の議案付託表のとおり各常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案付託表のとおり各常任委員会に付託して審査することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（神通川清一君） 以上で、本日の本会議の日程はすべて終了しました。

本日の本会議はこれにて閉議し、散会とします。

ご苦労さまでした。

(午前 11 時 27 分)